

# 平成25年度定期工事監査報告書

## 1 監査の対象

平成25年 4月 1日から平成25年 9月30日までに契約した工事119件、委託業務69件、計188件のうち選定した12件の工事及び委託業務（別紙、監査対象工事等一覧表のとおり）

## 2 監査の期間

平成25年10月25日から平成25年11月11日までの内5日間

## 3 監査の方法

工事監査については、工事が適正かつ効率的に行われているか、経済的に妥当なものであるかなどを主眼とし、抽出した各工事、委託業務ごとに関係書類（積算歩掛、単価表を除く設計図書及び契約書など）の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、通常必要と認められている監査手続により書類審査及び現場実査を実施した。ただし、積算歩掛、価格についての監査は、省略した。

## 4 監査の結果

監査対象とした各工事、委託業務とも計画、設計、施工及び工事監理等については、おおむね良好と認められましたが、対象となった工事及び委託業務のうち、一部、次の事項について適正な措置を講ぜられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### (1) 請負工事・業務委託の発注事務について

請負工事・業務委託の発注事務については、自治法や別海町財務規則により進められているところであるが、新たな様式など作成した場合には、財務規則に追加するなどして、発注事務の共有化を図られたい。

### (2) 調査設計業務委託における設計計算（設計図）の取りこぼしについて

受託した調査設計業務委託において、設計計算がなされていない工種（例えば、水銀照明灯、遊具）が見受けられたので、調査設計業務委託段階で、設計計算（設計図）の取りこぼしのないように調査設計業務を進められたい。

### (3) 調査設計委託業務受託者に対する成績評価及び成績評定要領の作成について

前年度で道路等の調査設計委託業務が完了し、当年度にその調査設計業務が請負工事として発注され、その施工段階において、調査設計と工事施工現場とのずれが生じ、その原因が調査設計不足の場合は、前年度で実施したその調査設計委託業務受託者の成績を減点するなど厳正かつ適切な成績評価を行い、受注者の適正な選定及び指導育成を図られたい。

また、調査設計等委託業務受託者に対する成績評価の透明性を図るため、成績評定要領を作成されたい。

#### (4) 道路排水路（排水管など）の勾配と流速について

道路の排水路（側溝、排水管など）の設計にあたっては、排水路の勾配と流速を考慮しなければならないが、一部、最小勾配や最小流速（平均流速）が、道路排水工指針の基準に満たない箇所が見受けられる。水路勾配がゆるすぎたり流速が小さいと土砂などが堆積したり、沈下により水溜りが生じるなど好ましくない現象などがおきる（反対に流速があまり大きい場合には、水路の内面が摩耗し管きよなどを損傷する）ので、特別の場合（既設への接続など）を除いて、道路排水工指針に準じ、最小勾配と最小流速（平均流速）を下回らないことを考慮して排水路（排水断面）の設計をされたい。